

上田市地域防災計画主な見直し内容について

本計画は、平成 23 年度に修正された「長野県地域防災計画」との整合を図りながら、東日本大震災における教訓や平成 22 年夏季の豪雨災害による経験を踏まえて、上田市地域防災計画を見直したものです。本計画の見直しの概要は次のとおりです。

防災基本方針について

災害が発生した場合、被害を完全に防ぐことは不可能であり、あらかじめ被害の発生を想定した上で、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的な被害ができるだけ少なくなるよう、対策の一層の充実を図るものとする。

1 災害対策本部体制の強化

災害対策本部の設置順位について（風水害 P.126）

本庁舎が被災した場合の予備施設の順位は次のとおりとする。

- 第 1 順位：ひとまちげんき・健康プラザ
- 第 2 順位：真田地域自治センター
- 第 3 順位：丸子地域自治センター

避難場所に対応する職員体制の構築（風水害 P.165）

広域避難場所の運営の担当部局を予め定め、災害発生時には迅速に職員を配置できる体制を整備する。避難場所の開設から運営体制にスムーズに移行できるようにする。

職員の応急活動計画等の整備（風水害 P.120）

職員は、災害発生時原則として、自分の所属に参集する。自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁舎又は丸子・真田・武石地域自治センターに参集する。

また、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した、応急活動マニュアル等の整備促進を図る。

2 避難場所開設・運営体制の見直し

広域避難場所開設のあり方について（風水害 P.164、震災 P.101）

災害の種別（地震・風水害等）に応じて開設する避難場所を予め決めておくものとする。震度5弱以上の地震の発生を避難場所開設基準とし、校庭等の避難地を開放する。「避難地と避難施設」の使い分けを明確にし、地震時は、応急危険度判定により体育館等の施設の安全が確保されるまで、原則避難者の収容を行わないものとする。

自治会が管理する第一次避難場所についても、避難地と避難施設の役割に応じた避難を行うものとする。

避難場所の円滑な運営（風水害 P.165）

地域住民（自主防災組織）による避難場所運営委員組織の結成を進める。自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずるとともに、「避難場所運営マニュアル」を整備し、円滑な運営に努める。

避難場所の運営に当たり、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、障害者など多様なニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

在宅避難者等の把握と対応（風水害 P.168）

在宅避難者を含む、「避難場所外避難者」の避難状況の把握に努め、近隣住民、民生児童委員、自主防災組織などと連携し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難場所への移送など必要な支援を行う。また、避難生活での健康維持を図るための定期的な健康指導を行う。

広域的な避難を要する場合の活動（風水害 P.167）

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

応急仮設住宅等の確保（風水害 P.167）

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう市及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。住宅のあっせん等に際しては、できる限り従来のコミュニティが維持されるように配慮するものとする。

応急仮設住宅の建設にあたっては、地域の環境特性を配慮した仕様とする。

3 大規模災害時の活動体制の構築**広域的な応援に対する受入（風水害 P.131、P.139）**

市は県と連携し、電気、ガス、電話等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織への参画を図る。また、復旧活動を行う派遣部隊の受入先を確保するものとする。

ライフライン関係機関、自衛隊及び警察などについても派遣部隊の受入先を確保するものとする。

長野県市町村災害時相互応援協定に基づく連携強化（風水害 P.129）

平時からの情報交換や防災訓練などを行い、災害時の円滑な応援体制を確保するものとする。

他の都道府県等へ応援を行う場合は、県及び市町村が一体となって効率的かつ迅速な応援ができるよう、体制の整備を図るものとする。

帰宅困難者対策（風水害 P.44）

市は、帰宅困難者の発生を抑制するため、事業所に対して、備蓄や災害時対策マニュアルの作成を促すなど普及啓発を図る。

災害廃棄物の仮置き場の確保、処分方法（風水害 P.222）

災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。

4 原子力災害への対応（原子力災害対策編）

長野県地域防災計画「原子力災害対策編」に準じ、上田市地域防災計画に「原子力災害対策編」を新設する。

総則、災害に対する備え、災害応急対策、災害からの復旧・復興、核燃料物質等輸送事故災害への対応などから構成するものとする。

5 その他事項の対応

業務継続性の確保（風水害 P.27）

災害発生時の応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と、事後の対応力の強化を図る。

孤立地域対策（風水害 P.51、P.170）

東日本大震災では道路等の寸断による孤立だけでなく、通信手段が途絶えてしまう集落も多く発生した。市は孤立可能性のある集落等に対し、非常時通信手段の確保を図るものとする。

観光地の災害対策（風水害 P.90、P.218）

市、県、関係機関等が相互に連携、連絡体制を構築し、地理状況に不案内な観光客や外国人旅行者について、情報提供体制、避難誘導體制の確立等、防災対策の一層の充実を図る。

男女共同参画の視点の導入（風水害 P.49）

防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、政策・方針決定過程や被災者支援への女性の参画拡大を図る。災害時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災の取組みを進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。地域防災計画の策定及び災害に関する政策・方針を決定する際には、女性を参画させ女性の視点で計画等を決定するよう努める。

被災者への的確な情報提供（風水害 P.196）

市は、災害発生等の情報を市ホームページ、メール配信サービスのほか、ツイッター等のソーシャルメディア、臨時災害放送局等、多角的な情報の発信を行う。

また、避難情報等は、自主防災組織、消防団、消防署等による直接的な声掛けにより個々に伝達する体制の整備を図る。

義援金等の配分決定体制（風水害 P.214）

被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。

なお、混乱を防ぐために「個人が直接送る義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表するものとする。

自主防災組織、消防団の育成と活性化方策（風水害 P.32、P.83）

自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図る。消防団経験者を積極的に加入し、平時及び災害時の応急活動の強化を図るものとする。

消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図るものとする。

総合的な被災者相談窓口の設置（風水害 P.166）

関係機関と連携し、避難所での、住民の心身の健康相談、生活相談、就学・就職などニーズに応じた相談窓口の設置を行う。

医療機関との連携体制の強化（風水害 P.143）

市、県、県警察本部、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急活動を行う。